

令和7年度 保育所管理事業 新保育園建設工事設計業務委託に係る
公募型プロポーザル手続実施について

令和7年度 保育所管理事業 新保育園建設工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル手続を以下のとおり実施しますので、公告します。

令和7年6月24日

駒ヶ根市長 伊 藤 祐 三

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 保育所管理事業 新保育園建設工事設計業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別添2「令和7年度 保育所管理事業 新保育園建設工事設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりに

(3) 履行期限

令和8年9月14日（月）

2 業務の詳細な説明

委託業務は、5（2）により交付する「令和7年度 保育所管理事業 新保育園建設工事設計業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）による。

3 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、単体企業又は設計共同体とする。プロポーザルに参加できる者は次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 令和7・8・9年度の駒ヶ根市建設コンサルタント等入札参加資格者名簿の「建築一般」に登録されている者で、入札公告日現在における登録が、長野県内に本店又は委任先を有する者であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加表明書提出期限の日から契約締結の日までの間に駒ヶ根市から指名停止の措置を受けていない者であること。（参加表明書提出後に指名停止の措置を受けた場合は、入札参加資格は取り消すものとする。）
- (5) 駒ヶ根市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (6) 管理技術者及び照査技術者として、一級建築士の資格を有する者を配置できる者であること。
- (7) 主任担当技術者として、仕様書Ⅱ－１－（３）の資格要件を満たす者を配置できる者であること。
- (8) 平成２７年４月以降に、公共施設の新築工事若しくは改修工事に係る実施設計業務を元請として受託し、公告日現在において当該業務が完了している実績のある者であること。
- (9) 設計共同体による参加希望者は、上記３（１）から（８）に加え、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。
- ア 代表構成員の出資比率は５０％以上とする。
- イ 代表構成員及びその他構成員は、本業務に参加する他の参加希望者を兼ねていないこと。
- ウ 設計共同体として、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成１０年１２月１０日付け建設省厚契発第５４号、建設省技調発第236号、建設省営建第６５号）の別紙１に示された設計共同体協定書と同等の協定書が代表構成員及びその他構成員により締結されていること。

４ 評価項目

(１) 一次審査基準

評価項目	評価の着目点		配点	
	判断基準			
事務所の能力	技術職員（※１）数	技術職員数を評価する。	２０	
	同種業務（※２）の実績	平成２７年４月以降に元請として受託した同種業務の実績（規模、件数）について評価する。	２０	
技術者の能力	管理技術者の同種業務の実績	平成２７年４月以降に元請として受託した同種業務の実績（規模、従事した立場、件数）について評価する。	２０	
	主任担当技術者の実務経験又は保有資格	建築(意匠)	一級建築士取得後の実務経験について評価する。	１０
		建築(構造)	構造設計一級建築士取得後の実務経験について評価する。	１０
		電気設備	保有資格（設備設計一級建築士、建築設備士、一級建築士）について評価する。	１０
		機械設備		１０
合計			１００	

※１ 「技術職員」とは、各専門分野（建築（意匠・構造）、電気設備、機械設備）における有資格者をいう。なお、資格要件は次表による。

建築（意匠）	一級建築士、二級建築士
建築（構造）	構造設計一級建築士
電気設備、機械設備	設備設計一級建築士、建築設備士

※2 「同種業務」とは、延床面積500㎡以上の保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園）新築工事の基本設計又は実施設計業務をいう。

ア 事務所の能力の評価は設計共同体の場合、各構成員の数の合計でおこなう。

イ 技術者の能力の評価は予定配置技術者でおこなう。

ウ 一次審査選定者は5者とする。ただし、同評価の参加者が5者を超えて存在する場合は、この限りではない。

（2）二次審査基準

評価項目	評価の着目点		配点
	判断基準		
業務実施方針及び手法	1. 「美須津保育園と赤穂南幼稚園との統廃合に係る新保育園建設基本計画」 （以下「基本計画」という。）への理解度と業務の実施方針	業務実施にあたって、基本計画の理解度が高く、課題や問題点を把握しており、基本計画に沿った実施方針となっているかの的確性、実現性等を総合的に評価する。	20
		重点評価項目 （1）基本計画8ページ「1. 施設の基本方針」のうち「（3）ライフサイクルコストを考慮した保育施設」に対する提案内容の的確性・実現性を評価する。	10
		（2）基本計画10ページ「（2）規模設定の考え方」のうち「①国基準より余裕を持った空間の確保」に対する提案内容の的確性・実現性を評価する。	10
	2. 業務の実施体制と取組意欲	業務実施にあたって、取組体制や取組意欲、スケジュール、設計チームの特徴について、効果的、積極的であるか評価する。	10
	3. ワークショップを通じた設計への反映、企画・実施提案	設計業務の期間中におけるワークショップの目的、対象者、内容、回数、スケジュール等について、特に保育士など保育現場で働く職員の意見を重視する仕組みとなっているか、的確性、実現性等を総合的に評価する。	20
	4. 課題・問題点への深い洞察と具体的な解決策	基本計画に明示されていない潜在的な課題や問題点などに対する実現可能かつ効果的な解決策が提示されているか。	10
	5. 全体事業費の縮減の提案	事業全体の費用を効果的に縮減するための具体的な方策が盛り込まれ、提案された縮減策の具体性、実現可能性、および効果を総合的に評価する。	15
	6. 見積額	本業務の見積額を評価する。	5
合計			100

5 手続等

(1) 担当課

駒ヶ根市総務部財政課（本庁舎 2 階）

住所 〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町 2 0 番 1 号

T E L (0265) 83-2111（内線254、255）

F A X (0265) 83-4348

電子メール keiyaku@city.komagane.lg.jp

(2) 関係資料

ア 令和 7 年度 保育所管理事業 新保育園建設工事設計業務委託公募型プロポーザル手続実施について（公告第 1 9 9 号）

イ 令和 7 年度 保育所管理事業 新保育園建設工事設計業務委託公募型プロポーザル実施要領

ウ 別添 1 業務委託契約書（案）

エ 別添 2 令和 7 年度 保育所管理事業 新保育園建設工事設計業務委託仕様書

オ 別添 3 令和 7 年度 保育所管理事業 新保育園建設工事設計業務委託公募型プロポーザル参加表明書作成要領

カ 別添 4 参加表明書様式

キ 別添 5 令和 7 年度 保育所管理事業 新保育園建設工事設計業務委託公募型プロポーザル技術提案書作成要領

ク 別添 6 技術提案書様式

ケ 別添 7 位置図（資料 1）

コ 別添 8 現況図（資料 2）

サ 別添 9 駒ヶ根市保育・幼児教育ビジョン（資料 3）

シ 別添 10 美須津保育園と赤穂南幼稚園との統廃合に係る新保育園建設基本計画（資料 4）

(3) 参加表明書の提出

ア 作成方法

別添 3「令和 7 年度 保育所管理事業 新保育園建設工事設計業務委託公募型プロポーザル参加表明書作成要領」によること。

イ 提出方法

2 部を持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「参加表明書在中」と朱書きのうえ、提出期間内に必着のこと。

ウ 提出先

5（1）に同じ

エ 提出期間

令和 7 年 6 月 2 4 日（火）から令和 7 年 7 月 1 7 日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く。）。

オ 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

カ その他

要求した内容以外の書類等については受理しない。

(4) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

ア 質問は、文書（書式任意、ただし、A4判とする。）により行うものとし、持参、郵送、FAX、又は電子メール（持参以外の場合は、到着又は着信を受付担当課へ確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

①提出先

5（1）に同じ。

②受付期間

令和7年6月24日（火）から令和7年7月10日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く。）。

③受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 質問に対する全ての回答は、令和7年7月15日（火）までに質問者を伏せた形で市のホームページで公表する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

（5）技術提案書の提出

ア 作成方法

別添5「令和7年度 保育所管理事業 新保育園建設工事設計業務委託公募型プロポーザル技術提案書作成要領」によること。

イ 提出方法

10部を持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「プロポーザル技術提案書在中」と朱書きのうえ、提出期間内に必着のこと。

ウ 提出先

5（1）に同じ。

エ 提出期間

令和7年7月22日（火）から令和7年8月26日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く。）。

オ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで。

カ その他

①エの提出期間内に技術提案書の提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。

②要求した内容以外の書類等については受理しない。

（6）技術提案書に関する質問の受付及び回答

ア 質問は、文書（書式任意、ただし、A4判とする。）により行うものとし、持参、郵送、FAX、又は電子メール（持参以外の場合は、到着又は着信を受付担当課へ確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

①提出先

5（1）に同じ。

②受付期間

令和7年7月22日（火）から令和7年8月6日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く。）。

③受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで。

- イ 質問に対する全ての回答は、令和7年8月12日（火）までに質問者を伏せた形で市のホームページで公表する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

6 審査等

(1) 一次審査

- ア 参加表明書の提出書類にて一次審査をおこなう。
- イ 技術提案書の提出者に選定された者に対しては、その旨を書面（選定通知書）により通知するとともに技術提案書の提出要請書を送付する。
- ウ 技術提案書の提出者に選定されなかった者に対しては、書面（非選定通知書）をもって通知する。

(2) 二次審査

- ア 審査委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀提案者を特定する。ただし、最優秀提案者に参加資格の喪失や失格などが発生したときには、次点提案者を最優秀提案者に繰り上げ特定する場合がある。
- イ 二次審査において、一次審査の配点は加算しないものとする。
- ウ 提出した技術提案書が特定された者に対しては、その旨を書面（特定通知書）により通知する。
- エ 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、書面（非特定通知書）をもって通知する。

7 審査委員会

本プロポーザルにおいて、最優秀提案者の特定にあたっての審査は、新保育園建設工事設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会で行う。

8 契約

本業務を委託する相手方については、市の内部手続きを経た上で決定するため、最優秀提案者の特定をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。

9 その他

- (1) 技術提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (2) この提案の作成に要した費用、旅費、その他この提案に関する一切の経費は応募者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して資格停止措置を行うことがある。
- (4) 次のいずれかに該当した者は失格とする。
- ア 本件プロポーザルの参加資格要件を満たさない者
- イ 本件プロポーザルの公告をした以後、審査委員会委員と本業務に関する接触を求めた者
- (5) 参加表明書及び技術提案書の取扱い
- ア 提出された参加表明書及び技術提案書を、本市の了解なく公表、使用してはならない。

- イ 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- ウ 提出された参加表明書及び技術提案書は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
- エ 提出された参加表明書及び技術提案書、並びにその複製は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式任意、ただしA4判とする。）を令和7年8月26日（火）【技術提案書の提出期間内】午後5時15分までに持参又は郵送（書留郵便とし、封筒には「プロポーザル参加辞退書在中」と朱書きしてください。）で提出するものとし、郵送の場合は提出期間内に必着のこととする。

- 問い合わせ先 -

駒ヶ根市総務部財政課 契約財産係

TEL 0265-83-2111（内 254、255）

FAX 0265-83-4348

mail : keiyaku@city.komagane.lg.jp